

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 28    | 障がい児通所給付事務等 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、障がい児通所給付事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

高槻市

## 公表日

令和7年4月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 障がい児通所給付事務、肢体不自由児通所医療費給付事務、障がい福祉サービス事務等   |
| ②事務の概要                   | 児童福祉法に基づき、障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、高額通所給付費等について、指定障がい児通所支援事業者が保護者に代わり受領する法定代理受領により支給している。特定個人情報ファイルは通所給付決定、通所受給者証の交付及び給付費の支給事務に使用している。 |
| ③システムの名称                 | 障がい福祉システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 障がい児通所給付費等受給者ファイル        |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表の9の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の14の項、15の項及び16の項                                   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 子ども未来部子育て支援課  |
| ②所属長の役職名                 | 子育て支援課 課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 総務部法務ガバナンス室   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 子ども未来部子育て支援課  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                  |  |
|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                            | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 3. 特定個人情報の使用                                    |  |   |
|---|--|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                           |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                           |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |  | [ <input type="radio"/> ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                           |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |  | [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                           |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |  | [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                           |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                           |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |  |   |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                           |
| 8. 人手を介在させる作業                                   |  | [ <input type="checkbox"/> ]人手を介在させる作業はない                                   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                           |
| 判断の根拠   | 情報提供ネットワークシステムにより申請者の課税状況を確認する必要がある場合は、適切に本人を特定するため、氏名、生年月日、住所及び宛名番号を確認した上で照会を行っている。よって、当該リスクへの対策は十分であると考えられる。 |   |
| 9. 監査   |  |   |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検   | [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査         |

| 10. 従業員に対する教育・啓発                           |   |
|--|---|
| 従業員に対する教育・啓発                               | <p>[ 十分に行っている ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れて行っている<br/>           2) 十分に行っている<br/>           3) 十分に行っていない</p>   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                           | <p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>           3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>           4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>           5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>           6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>           8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>           9) 従業員に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】                               | <p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠                                      | <p>統合宛名システムは、システム利用者に配布するICカードとパスワードの二要素認証でアクセス権を制限している。また、システム利用者は台帳にて管理しており、人事異動等適宜必要なタイミングで更新を行い、業務上必要となる者にのみアクセス権が付与される状態を保っている。よって、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。</p>  |

